

業務	内容	報酬額	入国管理局への支払い手数料	備考
<u>日本で末永く暮らしたい</u> 【永住許可】	日本人の配偶者等	80,000円	窓口 10,000円	・素行が善良であること ・独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること ・原則、10年以上本邦に在留していること、他 ・「日本人、永住者及び特別永住者の配偶者」また、「定住者」の方は、上記の条件が緩和されますので、当事務所までご相談ください。 ※「日本人の配偶者等」であっても、特別に「理由書」が必要な場合は、別途15,000円を加算させていただきます。 ※家族で申請される場合は、追加1人当たり5万円
	就労者	90,000円		
	定住者	80,000円		
	高度専門職	100,000円		
<u>日本の国籍を取りたい</u> 【帰化許可】	会社員	180,000円	不要	・引き続き5年以上日本に住所を有すること ・20歳以上で本国法によって能力を有すること ・素行が善良であること ・自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること、他 ・詳しくは当事務所までお尋ねください。 ※家族で申請される場合は、追加1人当たり5万円
	経営者	230,000円		
<u>短期滞在ビザ</u> 【中国人・短期滞在ビザ】	「親族・知人訪問」、「短期商用等」書類作成 ※EMSによる発送は別途1,400円加算	50,000円	不要	※同じ目的で、同時期に招聘される場合、追加1人当たり25,000円
<u>海外からの招へい</u> 【在留資格認定証明書】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」	90,000円	不要	2人目以降は、1人5万円
	◆雇用関係(2) 「企業内転勤」	110,000円	不要	
	◆雇用関係(3) 「中国人コックの招へい」	120,000円	不要	2人目以降は1人6万円
	◆起業 「経営・管理」	130,000円	不要	
	◆身分関係(1) 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」	80,000円	不要	2人目以降は1人5万円
	◆医療滞在 「特定活動(医療滞在)」 ※日本で外国人が治療を受ける活動、又は日本で病人を看護する活動、が該当します	150,000円	不要	2人目以降は1人7万円
	◆身分関係(2) 「家族滞在」	50,000円	不要	2人目以降は、1人3万円
	◆勉強 「留学」	50,000円	不要	EMS料金含む

国内で 【在留資格の変更】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」「高度専門職」	90,000円	窓口 6,000円 オンライン 5,500円	
	◆雇用関係(2) 「介護」	90,000円		
	◆起業 「経営・管理」	120,000円		
	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、「定住者」	90,000円		
	◆身分関係(2) 「家族滞在」	50,000円		
	◆親と同居 「特定活動(連れ親)」	120,000円		祖国に残っている親を日本に呼び、同居扶養するための 在留資格です。 告示外のビザであるため、在留資格「変更」でのみ、申請が可能です。 短期滞在ビザとセットでお申し込みいただいた場合は、80,000円＋20,000円＝100,000円 で承ります。
国内で 【在留期間の更新】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」「企業内転勤」「高度専門職」	50,000円	窓口 6,000円 オンライン 5,500円	
	◆雇用関係(2) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	70,000円		期間途中で転職した場合
	◆企業 「経営・管理」	80,000円		
	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」	50,000円		
	◆身分関係 「定住者」「特定活動(連れ親)(医療滞在)」	60,000円		定住者の場合は、ケースにより異なることがありますので事前にお見積りいたします。
	◆その他 「家族滞在」	40,000円		ご家族が複数の場合は1人25,000円
<u>働ける在留資格であることを証明したとき</u> 【就労資格証明書】	◆雇用関係(1) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	50,000円	窓口 2,000円 オンライン 1,600円	
	◆雇用関係(2) 「技術・人文知識・国際業務」「技能」	60,000円		転職した先での証明を希望する場合
<u>オーバーステイとなって(1)</u> 【在留特別許可】	◆既に入籍されている方 「日本人の配偶者等」、「特別永住者」、「永住者」、「定住者」の配偶者	120,000円	不要	お相手の方が入籍前に入管へ拘留された場合は、ご相談ください
<u>オーバーステイとなって(2)</u> 【上陸特別許可】	◆身分関係 「日本人の配偶者等」、「特別永住者」、「永住者」、「定住者」の配偶者	100,000円	不要	オーバーステイとなった方を上陸禁止期間前に招へいする手続き

<u>何度でも出入国したい</u> 【再入国許可】	1回限り	20,000円	窓口 4,000円	
	1回限り (他の更新・変更と一緒にご依頼の場合)	10,000円	オンライン 3,500円	
	数次有効	20,000円	窓口 7,000円	
	数次有効 (他の更新・変更と一緒にご依頼の場合)	10,000円	オンライン 6,500円	
<u>家族滞在だが働きたい</u> 【資格外活動許可】	現に有している在留資格に属さない—— 収入を伴う事業を運営する活動又は、報酬を受ける活動、を行おうとするとき	30,000円	窓口 2,000円 オンライン 1,600円	

お申し込み方法	・直接、ご来所されるか、電話又はメール等でお申し込みください。 ・ご依頼時のお支払いによって、お申し込みとさせていただきます。
お支払い方法	・基本的に、ご依頼時に全額を、「前払い」でお願いしています。 ・報酬額の半額を、着金とさせていただきます。 ・最初に、着金のみのお支払いを希望される方は、お申し出ください。 ・なお、「帰化申請」と、「在留特別許可」の場合も、お申し込み時に全額をお支払いいただきますが、着金のみでお申し込みの方は、書類が完成し、申請準備が整った際に、残額のお支払いを、お願い致します。
付帯的費用	・旅費・交通費等の実費の他、入国管理局へ支払う許可手数料は、別途頂戴いたします。 ・遠方へ出張の場合は、依頼者の方の同意を得た上で1日(1時間4,000円、上限1日32,000円)を、頂戴いたします。
キャンセル料	・「着金」は、書類作成のための事前準備、調査等に当てるものですから、お申し込みの後に、依頼者の方の都合でキャンセルされた場合は、ご返却出来ません。 ・その時点までにかかった諸経費等が、キャンセル料を上回った場合は、差額をご請求させていただきます。
その他 【注意事項】	・当事務所でご依頼をお受けする際には、慎重に許可の可能性を判断させていただきます。 ・その上で、許可の可能性が高いと判断した場合のみ、ご依頼をお引き受けしております。 ・しかし、それでも不許可となるケースは、稀にございます。 当事務所で申請し、不許可となった場合は、当職が入管で不許可事由を確認致します。 ・不許可事由が改善された後、ご本人が希望される場合は、 ①必要書類の収集 ②交通費等の実費のご負担 をしていただければ、無料にて再申請致します。 ・以前に不許可や不交付とされた事案、及び複雑な事案、緊急の事案等につきましては、別途、割増料金を頂戴することがあります。 ・その場合は、事前にお見積り致します。 ・報酬額表は、予告無く変更することがあります。しかし、受任後に増額することはありません。